

『日本後紀』巻第五 延暦十六年三月戊子の甲斐・相模二国堺争を定めた件

上野原市 井上 肇

1、概要

現在の県境は、律令時代の国堺、さらにはその昔の各国が多元的に成立していた時代の姿を反映している部分が多い。甲斐(山梨県)・相模(神奈川県)の国堺が決まる経過を例として、現在の県境が定まっていった様子を調査しましたので、報告します。

2、二国堺争

日本後紀巻第五に「○三月戊子、先是、甲斐・相模二国相争国堺、遣使定甲斐国都留郡□留村東辺砥沢為両国堺、以西為甲斐国地、以东為相模国地、」と記す。

この条に□がある為に場所が特定できない。よってこの論争を紹介します。

2-1、天明3年(1783) 甲斐名勝誌(萩原元克編集)

相模 按ルに今の道志秋山の邊ならん往昔相模の国成しを何れの代か甲斐に属しけるより郷名に呼しなるべし

2-2、文化3年(1806) 甲斐国志(松平定能編集)

相模郷 名勝誌に今の道志・秋山の辺ならんと云是也 鹿留(シシドメ)・砥沢(トザワ)(今作戸沢) 両村今存して砥沢村は鹿留村の東1里半許りにあり道志・秋山は山を隔て其東に当れり、日本後紀今の地理に能く相適(かな)へり然れば此時国界相定り道志・秋山は相模の分内となりしが後復本州に立かへりし故 相模郷と号せしなるべし云云

2-3、天保12年(1841) 新編相模風土記稿(林衡)

延暦16年3月、甲斐國と國界の争ありて、其疆域を改られ砥澤の地を、國界と定られし事あり、其地今詳にし難し、後紀の文に據て按ずれば今彼國都留郡鹿留村の東方に戸澤村あり、此地を國界として、其已東の地を当國の分内とする時は、今彼國の属地道志秋山等数村、即当時本州(相模)の分内たりしなり、さては後変遷して今の如く彼分内となりしなるべし、其年紀詳ならねど今試に推考するに、【倭名鈔】に甲斐國都留郡中、相模郷の名あり、是砥沢已東の地の古名にして、其先本州より分れて、隸入せし地なるが故、頓て相模郷の名は負はせしなるべし、然る時は、彼地に分隸せしも、承平已前の事と云ふべし、或説に「倭名鈔」に見えし、甲斐國相模郷は、もと本州中の郷名にて、是国名の起れる地なり、彼國に分隸せしならんと云へるは非なり、此已後、当国地理の事採録すべきなし、云云

倭名抄

倭名類聚抄 昭和甲三午 京大文学部 国語学国文学研究會

甲斐國 府在八代郡行程上管四

山梨 萬之八代之夜豆巨麻 都留留豆

相模國 府在大住郡行程上管八

足上 足下

高座 鎌倉 御浦 足下

高山寺本(史料編纂所古簡集影)

甲斐郷弟八十二

都留郡 相模

相模郷弟八十二

愛甲郡 玉川

六座

高座郡 美濃

高座

三齊

大庭

古郡

梅地 多良

英那

伊奈

有麻

沼根

四本

大庭

賀茂 征茂 都留

餘戸

驛家

2-4、明治35年(1902) 大日本地名辞書 吉田東伍

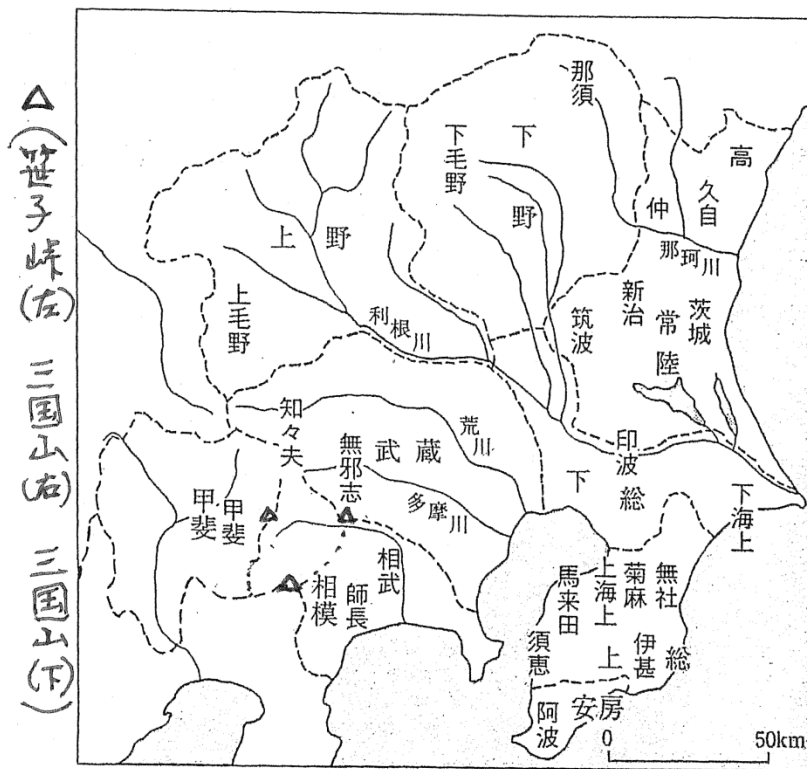
和名抄、甲斐国都留郡、高山寺本註、左加无乃。○今相模国津久井郡の諸村蓋是なり、甲斐名勝誌に、相模郷は道志秋山など相模国に接する辺ならんと説く、然れども日本後紀に拠り、都留村の位置を推し、今の鶴川・鶴島の地たること明白なれば、其東辺砥沢は名倉村の砥石の出ずる溪澗(名倉沢)を云えること亦疑惑を容れず(名倉村は鶴島の東に接す)旧説、南都留郡の谷村の辺に砥沢の地を求め、秋山道志のみを以て相模郷に擬したるは誤れり。又延暦の制定、砥沢以東の相模郷を相模国(愛甲郡なるべし)へ改隸せしめられしに、和名抄猶之を甲斐に係けたるは、旧籍に因りし者のみ。

2-5、昭和50年(1975) 上野原町誌(上)

(略)④地名考察にて都留という名称の柳田国男説に従うなら 地形上谷村西の十日市場滝(田原滝)から下って津久井の城山までは、同一の都留であると考えられる。⑤なお最近の発見で上野原町上野原東側境川東より砥石が採石されて、新田村・小淵村にて砥沢の称のあるのを確認したので、延暦16年甲斐相模境界裁定をこの砥沢と比定する。云云

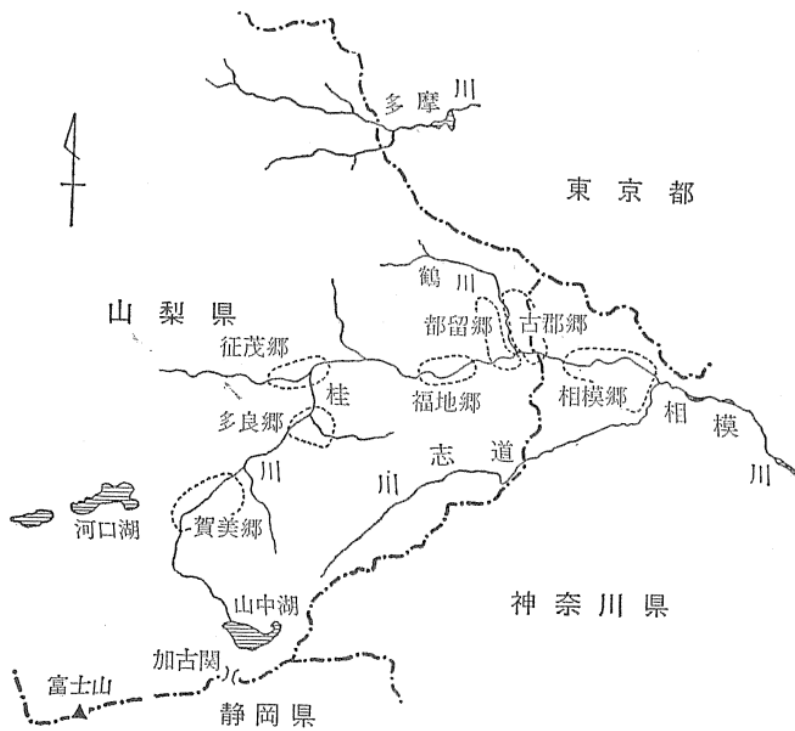
2-6、昭和54年(1979) 藤野町の地名 藤野町文化財保護委員会

小淵(オブチ)の下(シモ)小淵下(した)にトイシザワがある。



△(籠子嶋(左) 三国山(右) 三国山(下))

「山梨県史通史編 原始・古代」
平成16年 487頁をもとに作成。



甲斐国都留郡郷配置図

2-7、平成12年(2000) 上野原町の史跡と地名 花本峰門

松留は四方津の東端、牧野部落に接しており古くは松留村を名のっていた単村であった。

2-8、明治26年(1893) 甲斐名所図会 大森快庵

桂川(かつらがわ)は山中湖(やまなかのうみ)の西北の谷より発源(ながれだ)して田原(たはら)の瀧(たき)に至り谷村(途中略)松留(まつどめ)の諸村を過ぎ鶴川と会い、上野原の南を丑寅(うしとら)へ流れて境川(さかいがわ)と会(あ)い、相州(そうしゅう)津久井(つくい)郡の地(ち)を経(へ)て 相模(さがみ)川とあひ馬入に至る。

以上から口は松の字で、現在の県境に至る経過がわかります。



桂川の流れ 松留の東辺

3、古代の東国の国指定の経過について

古代の東国の国指定については、日本書紀巻25孝徳天皇の大化元年・二年などに「東国八道(やつのくに)を治めしむ。」といった記事がある。日本書紀巻29には、天武天皇が伊勢王らを派遣して、「諸国の境界を限分(わか)ふ。然るに是年、限分に堪へず。」といった記事がある。日本書紀の性質上、これらの記事が実際の出来事を記録したものかどうかは検討の必要がある。しかし、征服対象としての国から行政単位としての国に変わっていく時期であったこととされます。

4、考察

我姫(あづま)の国は笹子峠(古名阪東山・東坂)・碓氷坂・足柄坂が国境であったが、三國峠を堺に国境を確定した。九州年号の大化年号の頃ではないか。(別表)

終りに秦の徐福が鶴となり、富士山頂華表(鳥居)辺を飛び故国を偲んだ句を紹介します。

不二紀行 著者 大森快庵 鶴飛華表已(すでに)千年 三国名高第一山
 知否諸人豪邁在(あきらかなり) 仙寰(が)ん秘景奪(うばう)天慳(けん)

以上この考をまとめるのに西坂久和氏の協力をいただいた。

王代記			石原家文書			王代記			石原家文書		
西暦	干支	納音五行 九州年号	近畿天皇	納音	五行 九州年号	西暦	干支	納音五行 九州年号	近畿天皇	納音	五行 九州年号
642	壬寅	薄金七 命長3	皇極1	鐘 金	明長3	702	壬寅	薄金 大宝2	文武6	鐘 金	大宝2
643	癸卯	金 命長4	皇極2	鐘 金	明長4	703	癸卯	金 大宝3	文武7	鐘 金	大宝3
644	甲辰	灯三 命長5	皇極3	行燈 火	明長5	704	甲辰	覆灯火 慶雲1	文武8	行燈 火	慶雲1
645	乙巳	火 命長6	孝徳1	行燈 火	明長6	705	乙巳	火 慶雲2	文武9	行燈 火	慶雲2
646	丙午	天河水五 命長7	孝徳2	池 水	明長7	706	丙午	水 慶雲3	文武10	池 水	慶雲3
647	丁未	水 常色1	孝徳3	池 水	常色1	707	丁未	天上河水 慶雲4	元明1	池 水	慶雲4
648	戊申	道土 常色2	孝徳4	大澤 土	常色2						
649	己酉	土一 常色3	孝徳5	大澤 土	常色3						
650	庚戌	錢釧金七 常色4	孝徳6	釧 金	白雉1						
651	辛亥	金 常色5	孝徳7	釧 金	白雉2						
652	壬子	桑柘木九 白雉1	孝徳8	葉 木	白雉3						
653	癸丑	木 白雉2	孝徳9	葉 木	白雉4						
654	甲寅	大澤水五 白雉3	孝徳10	山澤 水	白雉5						
655	乙卯	水 白雉4	齊明1	山澤 水	白雉6						
656	丙辰	砂中土五 白雉5	齊明2	砂中 土	白雉7						
657	丁巳	土 白雉6	齊明3	砂中 土	白雉8						
658	戊午	天井火三 白雉7	齊明4	天上 火	白雉9						
659	己未	火 白雉8	齊明5	天上 火	白雉10						
660	庚申	柘榴木 白雉9	齊明6	柘榴 木	白雉11						
661	辛酉	木 白鳳1	齊明7	柘榴 木	白鳳1						
662	壬戌	大海水 白鳳2	天智称制	大海 水	白鳳2						
663	癸亥	水 白鳳3	天智称制	大海 水	白鳳3						
664	甲子	海中金 白鳳4	天智称制	海中 金	白鳳4						
665	乙丑	金 白鳳5	天智称制	海中 金	白鳳5						
666	丙寅	爐中火 白鳳6	天智称制	爐中 火	白鳳6						
667	丁卯	火 白鳳7	天智称制	爐中 火	白鳳7						
668	戊辰	森木 白鳳8	天智1	森 木	白鳳8						
669	己巳	木 白鳳9	天智2	森 木	白鳳9						
670	庚午	路傍土 白鳳10	天智3	路傍 土	白鳳10						
671	辛未	土 白鳳11	弘文1	路傍 土	白鳳11						
672	壬申	釧金 白鳳12	弘文2	銅 金	白鳳12						
673	癸酉	金 白鳳13	天武1	銅 金	白鳳13						
674	甲戌	山頭火 白鳳14	天武2	火 火	白鳳14						
675	乙亥	火 白鳳15	天武3	葬 火	白鳳15						
676	丙子	閣下水 白鳳16	天武4	潤下 水	白鳳16						
677	丁丑	水 白鳳17	天武5	潤下 水	白鳳17						
678	戊寅	城頭土 白鳳18	天武6	深山 土	白鳳18						
679	己卯	土 白鳳19	天武7	深山 土	白鳳19						
680	庚辰	白鐵金 白鳳20	天武8	銀 金	白鳳20						
681	辛巳	金 白鳳21	天武9	銀 金	白鳳21						
682	壬午	柳木 白鳳22	天武10	楊柳 木	白鳳22						
683	癸未	木 白鳳23	天武11	楊柳 木	白鳳23						
684	甲申	泉水 朱雀1	天武12	泉中 水	朱雀1						
685	乙酉	水 朱雀2	天武13	泉中 水	朱雀2						
686	丙戌	玉 大化1	天武14	屋上 土	大化1						
687	丁亥	玉 大化2	持統称制	屋上 土	大化2						
688	戊子	火 大化3	持統称制	釜 火	大化3						
689	己丑	火 大化4	持統称制	釜 火	大化4						
690	庚寅	松柏木 大化5	持統1	柸 木	大化5						
691	辛卯	木 大化6	持統2	柸 木	大化6						
692	壬辰	長流水 大長1	持統3	長流 水	大長1						
693	癸巳	水 大長2	持統4	長流 水	大長2						
694	甲午	沙中金 大長3	持統5	砂中 金	大長3						
695	乙未	金 大長4	持統6	砂中 金	大長4						
696	丙申	山下火 大長5	持統7	山頭 火	大長5						
697	丁酉	火 大長6	文武1	山頭 火	大長6						
698	戊戌	平地木 大長7	文武2	平地 木	大長7						
699	己亥	木 大長8	文武3	平地 木	大長8						
700	庚子	辟一土 大長9	文武4	壁 土	大長9						
701	辛丑	土 大宝1	文武5	壁 土	大宝1						

※大宝年号以降は参考のため記入。九州年号ではない。

王代記と石原家文書の比較 — 納音と九州年号 —

「王代記」とは、山梨県の普賢寺に旧蔵されていた文書で、代々の住職が書き継いだとされる年代記。大永四年(1527年)の成立。

「石原家文書」とは、熊本県玉名郡和水町の石原家(江戸時代後期の村庄屋)旧宅より発見された文書で、宝暦四年(1754年)に書かれたものと見られるもの。

双方ともに「納音」「九州年号」が年次を追って詳細に記載されており、貴重なデータと言える。納音については、異同が多いものの、陰陽五行の記載はすべて符合している。また、九州年号については、表現に異同はあるものの、年次については「白雉」の前後を除いて、他は全て同じで、驚くべき一致と言えよう。